

八王子市公告第 4 5 9 号

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 2 号の一部を次のように改正し、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から適用する。

平成 2 2 年 1 2 月 1 日

八王子市長 黒 須 隆 一

改正後	改正前
<p>第 8 代理申請</p> <p>1 行政書士による行政書士登録</p> <p>(1) 行政書士の登録方法</p> <p>代理申請をしようとする行政書士は、事前に日本商工会議所又はセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「<u>行政書士用電子証明書</u>」を購入のうえ、インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。</p>	<p>第 8 代理申請</p> <p>1 行政書士による行政書士登録</p> <p>(1) 行政書士の登録方法</p> <p>代理申請をしようとする行政書士は、事前に日本商工会議所が発行する「<u>行政書士用電子証明書(タイプ 1 - G)</u>」を購入のうえ、インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。</p>